



議案第十二号

三朝町農業共済条例の一部改正について

次のとおり三朝町農業共済条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十五年三月十一日

三朝町長 松村 喬 成

昭和五十五年三月廿三日

原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

三朝町条例第 号

三朝町農業共済条例の一部を改正する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節園芸施設共済（第八十八条の二十二―第八十八条の四十五）」を「第六節第七節

畑作物共済（第八十八条の二十二―第八十八条の四十）園芸施設共済（第八十八条の四十一―第八十八条の六十四）」に改める。

第三条第一項中「及び園芸施設共済」を「畑作物共済及び園芸施設共済」に改め、「第四号」の下に「畑作物共済にあつては第五号」を加え、「第五号」を「第六号」に改め、同項第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 共済目的 大豆（次号の特定園芸施設を用いて栽培されているものを除く。）

共済事故 風水害、干害、冷害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む、）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

第五条第二項中「八 園芸施設共済割」を「八 畑作物共済割」に改め、同条第三項

九 園芸施設共済割

中「又は園芸施設共済割」を「畑作物共済割又は園芸施設共済割」に、「又は第八十八

条の四十四第一項」を「又は第八十八条の六十三第一項」に改める。

第十一条第二項中「又は園芸施設共済」を「畑作物共済又は園芸施設共済」に「及び園芸施設共済」を「畑作物共済及び園芸施設共済」に改める。

第十八条中「又は果樹共済」を「果樹共済又は畑作物共済」に改める。

第十九条の三中「及び第八十八条の四十四第六項」を「及び第八十八条の六十三第六項」に、「又は第八十八条の二十五第一項の園芸施設共済の申込書」を「第八十八条の二十五第一項の畑作物共済の申込書又は第八十八条の四十四第一項の園芸施設共済申込書」に改める。

第三十六条第二項中「農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号。以下「規則」という（第七章を除く。）。）」を「規則」に改める。

第六節を次のように改める。

#### 第六節 畑作物共済

##### （共済関係の成立）

第八十八条の二十二 畑作物共済の共済関係は、共済目的の種類ごと及び農作物の年産ごとに、第八十八条の二十四第一項の畑作物共済資格者が、その者が栽培する第三条第一

項第五号の農作物（次に掲げる農作物を除く。次項において「対象農作物」という。）のすべてを畑作物共済に付することを申し込み、この町がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

一 畑作物共済の共済目的の種類等（法第二百十条の十四第一項の畑作物共済の共済目的の種類等をいう。以下同じ。）ごとの栽培面積が五アールに達しない農作物

二 次に掲げる事由に該当する農作物

イ 畑作物共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されること。

ロ 当該農作物に係る第八十八条の三十二の基準収穫量の適正な決定が困難であること。

ハ 当該農作物に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること。

ニ 当該農作物に係る収穫物が未成熟のまま収穫されることその他当該農作物につき通常の肥培管理が行われず又は行われないうちおそれがあること。

2 前項の規定による承諾は、第八十八条の二十四第一項の畑作物共済資格者が、六月一日から六月三十日までの期間内に、すべての種類の対象農作物について前項の規定によ

る申込みをしている場合でなければ、しないものとする。

(畑作物共済への義務加入)

第八十八条の二十三 この町との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者で、第三条第一項第五号の農作物につき栽培の業務を営むものは、次の各号に該当する場合を除き、当該農作物を畑作物共済に付さなければならぬ。

- 一 この町が当該農作物についての前条第一項の規定による申込みにつき、第八十八条の二十六の理由によりその承諾を拒んだ場合(同条の理由がなくなつた場合を除く。)
- 二 当該農作物が、その者が栽培する農作物で畑作物共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積が前条第一項第一号に規定する面積に達しないものである場合
- 三 当該農作物が前条第一項第二号に掲げる事由に該当する農作物である場合

(畑作物共済資格者)

第八十八条の二十四 この町との間に畑作物共済の共済関係を成立させることができる者は、第三条第一項第五号の農作物につき栽培の業務を営む者(当該農作物の畑作物共済の共済目的の種類等ごとの栽培面積のいずれも五アール未満である者を除く。)で第二条に規定する区域内に住所を有するもの(以下「畑作物共済資格者」という。)とする。

2 この町との間に畑作物共済の共済関係の存する者（以下「畑作物共済加入者」という。）が畑作物共済資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

（畑作物共済の申込み）

第八十八条の二十五 畑作物共済資格者が第八十八条の二十二第一項の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの町に提出しなければならない。

一 申込者の氏名及び住所（法人たる畑作物共済資格者にあつては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地）

二 共済目的の種類

三 耕地の所在地及び面積並びに当該耕地において栽培される農作物の品種、栽培方法、用途及び収穫時期

四 次条第二号の作付基準に適合していることを明らかにする事項

五 その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この町は、第八十八条の二十二第一項の規定による申込みを受けたときは、当該畑作物共済に係る第八十八条の二十八に掲げる期間の開始時の十日前までに、当該申込みを

承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

3 第一項の申込書に記載した事項に変更（第八十八条の二十九に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、畑作物共済加入者は、遅滞なくその旨をこの町に通知しなければならぬ。

（申込みの承諾を拒む場合）

第八十八条の二十六 この町は、畑作物共済資格者から第八十八条の二十二第一項の規定による申込みがあつた場合において、次の各号に掲げる事由があるときは、当該申込みの承諾を拒むものとする。

一 その者の第八十八条の二十二第一項の規定による申込みに係る農作物が、その者が栽培する第三条第一項第五号の農作物で第八十八条の二十二第一項の規定による申込みができるもののすべてでないこと。

二 その者の第八十八条の二十二第一項の規定による申込みに係る農作物の作付けが次に掲げる作付基準に適合しないこと。

イ 当該畑作物の作付けが連作耕地における作付けでないこと。ただし、有機質肥料の施用等により連作による弊害が認められない場合にはこの限りでない。

ロ 第二条に規定する区域内における通常の作付体系及び作付割合に適合していること。

(共済関係の消滅しない場合)

第八十八条の二十七 畑作物共済加入者が住所を第二条に規定する区域外に移転したため第八十八条の二十四第二項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前にこの町の承諾を受けていたときは、当該共済関係は、同項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。

2 前項の承諾には、第十一条第二項の規定を準用する。

(共済責任期間)

第八十八条の二十八 畑作物共済の共済責任期間は、発芽期(移植をする場合にあつては、移植期)から収穫をするに至るまでの期間とする。

(通知義務)

第八十八条の二十九 畑作物共済加入者は、共済目的を譲渡し、収穫適期前に掘り取り、刈り取り、抜き取り若しくはすき込んだとき又は法第二百二十条の十四第一項の規定により栽培方法等に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る共済目的についての栽培



方法等を同項の規定により定められた区分で当該共済目的に通用されるものに係る栽培方法等以外のものへ変更したときは、遅滞なく、その旨をこの町に通知しなければならない。

(加入者負担共済掛金の金額及びその徴収方法)

第八十八条の三十 畑作物共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、当該畑作物共済加入者に係る共済金額に当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る第八十八条の三十三の共済掛金率を乗じて得た金額から、当該共済金額に当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る第二条に規定する区域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率(法第二百二十条の十五第一項の畑作物基準共済掛金率をいう。以下同じ。)を乗じて得た金額の五分の三に相当する金額を差し引いて得た金額とする。

2 第五条第四項の規定は、前項の加入者負担共済掛金の徴収について準用する。

(加入者負担共済掛金の納期限)

第八十八条の三十一 第八十八条の二十二第一項の規定によりこの町との間に畑作物共済の共済関係が成立した者は、畑作物共済に係る加入者負担共済掛金を七月十五日までにこの町に納付しなければならない。

(共済金額)

第八十八条の三十二 畑作物共済の共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済加入者ごとに、単位当たり共済金額に、当該畑作物共済加入者が当該畑作物共済の共済目的の種類たる農作物の耕作を行う耕地ごとの、当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収穫量の合計の百分の七十(大豆にあつては百分の八十)に相当する数を乗じて得た金額とする。

2 前項の単位当たり共済金額は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、第二条の規定する区域の属する法第二百十条の十四第二項の規定により主務大臣が定める地域に係る同項の規定により主務大臣が定めた二以上の金額のうちの高額の金額と同額とする。

3 第一項の基準収穫量は、法第二百十条の十四第三項の主務大臣が定める準則に従いこの町が定める。

(共済掛金率)

第八十八条の三十三 畑作物共済の共済掛金率は、畑作物共済の共済目的の種類等ごとに、第二条に規定する区域の属する危険階級の畑作物基準共済掛金率と同率とする。

(畑作物共済掛金率等一覽表の備置き及び閲覧)

第八十八条の三十四 町長は、畑作物共済の共済掛金率、共済掛金率のうち畑作物共済加入者が負担する部分の率、単位当たり共済金額等を記載した畑作物共済掛金率等一覽表を作成し、これを町役場に備えて置かなければならない。

2 町長は、共済目的の種類ごとに、毎年、第八十八条の二十二第二項の申込期間が開始する日の十日前までに、前項に掲げる事項を公示しなければならない。

3 畑作物共済加入者は、いつでも、第一項の畑作物共済掛金率等一覽表の閲覧を求めることができる。

(共済金の支払額)

第八十八条の三十五 畑作物共済に係る共済金は、畑作物共済の共済目的の種類等ごと及び畑作物共済加入者ごとに、当該畑作物共済加入者が当該畑作物共済の共済目的の種類等たる農作物の耕作を行う耕地ごとの共済事故による共済目的の減収量(その耕地の基準収分量から法第九十八条の二の主務大臣が定める準則に従つて認定されたその年におけるその耕地の収分量を差し引いて得た収量をいうものとし、第八十八条の二十八の発芽期又は移植期において共済事故により発芽せず又は移植できなかつた耕地については、

その差し引いて得た数量を法第二百二十条の十六条二号の主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。)の合計が当該耕地ごとの当該畑作物共済の共済目的の種類等に係る基準収獲量の合計の百分の三十(大豆にあつては百分の二十)を超えた場合に第八十八条の三十二第一項の単位当たり共済金額にその超えた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額とする。

(共済金額の削減)

第八十八条の三十六 この町は、畑作物共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、畑作物区分(一の畑作物共済再保険区分(法第三百三十四条第四項の畑作物共済再保険区分をいう。)に属する畑作物共済の共済目的の種類等のうち同一の共済目的の種類に属する畑作物共済の共済目的の種類等を合わせた区分による区分をいう。以下同じ。)ごとに、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

- 一 当該畑作物区分に係る第九十三条第四項の不足金てん補準備金の金額
- 二 当該畑作物区分に係る第九十七条第四項の特別積立金の金額

(共済金の支払の免責等)

第八十八条の三十七 次の場合には、この町は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

- 一 畑作物共済加入者が第十二条第一項の規定による義務を怠つたとき。
- 二 畑作物共済加入者が第十三条の規定による指示に従わなかつたとき。
- 三 畑作物共済加入者が第十六条第一項又は第二項の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。
- 四 第八十八条の二十二第一項の規定による申込みをした畑作物共済資格者が、当該申込みの際、当該申込みに係る畑作物に関する第八十八条の二十五第一項第二号から第四号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず又は不実の通知をしたとき(この町がこれを知つていたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。)
- 五 畑作物共済加入者が第八十八条の二十九の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

2 この町は、法第二百二十条の第十四第一項の規定により栽培方法に応ずる区分が定められた共済目的の種類に係る農作物につき、農作物共済加入者がその栽培方法を同項の規定により定められた区分で当該農作物に適用されるものに係る栽培方法以外のものに変更した場合には、その変更の結果通常生ずべき損失の額については、当該農作物共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

3 この町は、畑作物共済加入者が種物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為の結果通常生ずべき損失の額については、当該畑作物共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

(共済関係の解除)

第八十八条の三十八 第八十八条の二十二第一項の申込みの承諾の当時、畑作物共済資格者が悪意若しくは重大な過失によつて重要な事実を告げず又は重要な事項につき不実のことを告げたときは、この町がその事実を知り又は過失によつて知らなかつたときを除き、この町は、当該畑作物共済の共済関係を将来に向かつて解除することができる。ただし、同項の規定による申込みの承諾の時から六月又はこの町が解除の原因を知つた時

から一月を経過したときは、この限りでない。

2 第八十八条の二十五第一項第二号から第四号までに掲げる事項は、前項の重要な事実又は重要な事項とみなす。

3 この町は、共済事故が生じた後において第一項の規定により畑作物共済の共済関係を解除した場合であつても、その損害をてん補する責めに任じない。もし既に共済金を支払つていたときは、この町はその返還を請求することができる。ただし、当該共済事故がその告げなかつた事実又は告げた不実のことに基づかないことを畑作物共済加入者が証明したときは、この限りでない。

4 畑作物共済加入者が正当な理由がないのに第八十八条の三十一の規定による納付を遅滞したときは、この町は、当該畑作物共済の共済関係を解除するものとする。

(共済金支払額、減収量等の公表)

第八十八条の三十九 この町は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、畑作物共済加入者ごとに、共済金の支払額、第八十八条の三十五の減収量、共済金の支払期日及び支払方法を公表するものとする。

(無事戻し)

第八十八条の四十 この町は、畑作物共済について、畑作物区分ごとに、毎会計年度、畑作物共済加入者が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号の一に該当する場合には、議会の議決を経て、当該会計年度の前三会計年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る加入者負担共済掛金（以下この項において「共済掛金加入者負担分」という。）の二分の一に相当する金額（当該前三会計年度間に共済金の支払を受け又は当該会計年度の前二会計年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該二分の一に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額）を限度として、当該畑作物共済加入者に対して無事戻しをするものとする。

一 当該会計年度の前三会計年度にわたり共済金の支払を受けないとき（当該会計年度の前二会計年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金加入者負担分の二分の一に相当する金額以上を除外するときを除く。）。

二 当該会計年度の前三会計年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金加入者負担分の二分の一に相当する金額（当該会計年度の前二会計年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該二分の一に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額）に満たないとき。



2 この町が前項の規定により無事戻しをする金額は、当該畑作物区分に係る第九十七条第四項の特別積立金の金額に当該畑作物区分につき鳥取県農業共済組合連合会から規則第二十五条第四項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

#### 第二章第六節の次に次の一節を加える。

#### 第七節 園芸施設共済

#### (共済関係の成立)

第八十八条の四十一 園芸施設共済の共済関係は、特定園芸施設ごとに、第八十八条の四十三第一項の園芸施設共済資格者が、その者が所有し又は管理する特定園芸施設を園芸施設共済に付することを申込み、この町がこれを承諾することによつて、成立するものとする。

2 前項の規定による承諾は、第八十八条の四十三第一項の園芸施設共済資格者が特定園芸施設の所有者であるときは、その者が所有する特定園芸施設（当該特定園芸施設のうちに次の各号に掲げる事由に該当する特定園芸施設又は園芸施設共済に付した特定園芸施設があるときは、これらの特定園芸施設以外の特定園芸施設）のすべてについて前項の規定による申込みをしている場合でなければ、しないものとする。

一 園芸施設共済に付されるとすれば共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されること。

二 当該特定園芸施設に係る損害の額の適正円滑な認定が困難であること。その他当該特定園芸施設につき通常の管理が行われず又は行われないおそれがあること。

(園芸施設共済への義務加入)

第八十八条の四十二 この町との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者で、特定園芸施設を所有するものは、次の各号に該当する場合を除き、その者が所有する特定園芸施設を園芸施設共済に付さなければならない。

- 一 当該特定園芸施設が前条第二項各号に掲げる事由に該当する特定園芸施設である場合
- 二 当該特定園芸施設が園芸施設共済に付した特定園芸施設である場合
- 三 当該特定園芸施設が、その所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積（屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られている特定園芸施設（以下「ガラス室」という。）の設置面積にあつては、当該設置面積に二を乗じて得た面積。以下同じ。）の合計が二アール未満である者が所有する特定園芸施設である場合

(園芸施設共済資格者)

第八十八条の四十三 この町との間に園芸施設共済の共済関係を成立させることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者(その者が所有し又は管理する特定園芸施設の設置面積の合計が二アール未満である者を除く。以下「園芸施設共済資格者」という。)とする。

一 特定園芸施設を所有し又は管理する者で農業を営むものであること。

二 第二条に規定する区域内に住所を有すること。

2 この町との間に園芸施設共済の共済関係の存する者(以下「園芸施設共済加入者」という。)が園芸施設共済資格者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は消滅するものとする。

(園芸施設共済の申込み)

第八十八条の四十四 園芸施設共済資格者が第八十八条の四十一第一項の規定による申込みをしようとするときは、次の事項を記載した申込書をこの町に提出しなければならない。

一 申込者の氏名及び住所(法人たる園芸施設共済資格者にあつては、その名称、その代表者の氏名及びその事務所の所在地)

二 特定園芸施設の構造、材質、所在地、経過年数及び被覆期間

三 附帯施設の種類及び経過年数

四 施設内農作物の種類、栽培面積及び栽培期間

五 その他共済目的を明らかにすべき事項

2 この町は、第八十八条の四十一第一項の規定による申込みを受けたときは、当該申込みを承諾するかどうかを決定して、これを申込者に通知するものとする。

3 第一項の申込書に記載した事項に変更（第八十八条の四十八に規定する共済目的の異動を除く。）が生じたときは、園芸施設共済加入者は、遅滞なく、その旨をこの町に通知しなければならない。

（申込みの承諾を拒む場合）

第八十八条の四十五 この町は、特定園芸施設を管理する園芸施設共済資格者から第八十八条の四十一第一項の規定による申込みがあつた場合において、その者が共済事故による損害について当該特定園芸施設の所有者に対して原状回復義務を負つていないとき、当該申込みに係る特定園芸施設が第八十八条の四十一第二項各号に掲げる事由に該当するとき又は、当該申込みに係る特定園芸施設が園芸施設共済に付した特定園芸施設であるときは、

当該申込みの承諾を拒むことができるものとする。

(共済関係の消滅しない場合)

第八十八条の四十六 園芸施設共済加入者が住所を第二条に規定する区域外に移転したため第八十八条の四十三第二項の規定により当該共済関係が消滅すべき場合において、その者が当該共済関係を存続させることについてその移転前にこの町の承諾を受けていたときは当該共済関係は、同項の規定にかかわらず、なお存続するものとする。

2 前項の承諾には、第十一條第二項の規定を準用する。

(共済責任期間)

第八十八条の四十七 園芸施設共済の共済責任期間は、この町が園芸施設共済加入者から加入者負担共済掛金の納付を受けた日の翌日から一年間とする。

2 この町は、次に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係については、前項の規定にかかわらず、当該共済関係に係る園芸施設共済加入者との協議により、当該共済関係に係る共済責任期間を六箇月以上一年未満(第一号に掲げる事由に該当する園芸施設共済の共済関係に係る共済責任期間にあつては、一年未満)とすることができる。

一 共済責任期間の始期又は終期を統一する必要があること。

二 当該特定園芸施設の設置期間が周年でないこと。

三 当該特定園芸施設の被覆期間が周年でなく、被覆していない期間中は、施設園芸の用に供しないこと。

(通知義務)

第八十八条の四十八 園芸施設共済加入者は、共済目的を譲渡し、移転し、解体し、増築し若しくは改築したとき、共済目的の構造若しくは材質を変更したとき、共済目的が共済事故以外の事由により破損（軽微なものを除く。）若しくは滅失したとき（破損したときにあつては、その被害が軽微なときを除く。）共済目的を他の保険若しくは共済に付したとき、施設内農作物の種類若しくは栽培期間を変更したとき、施設内農作物が発芽したとき又は施設内農作物を移植したときは、遅滞なく、その旨をこの町に通知しなければならぬ。

(加入者負担共済掛金の金額)

第八十八条の四十九 園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金の金額は、共済金額に第八十八条の五十二の共済掛金率を乗じて得た金額（第八十八条の四十七第二項の規定により一年未満とされた共済責任に係るものにあつては、当該金額に別記の係数を乗じて得た金額）

からその二分の一に相当する金額（その金額が法第十三条の五の主務大臣の定める金額を超える場合にあっては、その主務大臣の定める金額）を差し引いて得た金額とする。

（加入者負担共済掛金の納期限）

第八十八条の五十 第八十八条の四十一第一項の規定による申込みをした者は、第八十八条の四十四第二項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して一週間以内に園芸施設共済に係る加入者負担共済掛金をこの町に納付しなければならない。

2 前項に規定する納期限を過ぎて加入者共済掛金の納付を受けたときは、この町は、改めて第八十八条の四十一第一項の規定による申込みがあつたものとみなして取り扱うものとする。

3 第五条第四項の規定は、第一項の納付について準用する。

（共済金額）

第八十八条の五十一 園芸施設共済の共済金額は、特定園芸施設（第三条第四項の規定により共済目的とした附帯施設又は施設内農作物を含む。以下「特定園芸施設等」という。）ごとに、共済価額の百分の五十を下らず、共済価額の百分の八十を超えない範囲内において、第八十八条の五十三第一項の園芸施設共済掛金率等一覧表に掲げる金額のうちから園

芸施設共済加入者が選択した金額とする。

2 前項の共済価額は、法第二百二十条の二十二第三項の主務大臣が定める準則に従い、当該園芸施設共済の共済関係に係る特定園芸施設及び附帯施設の共済責任期間開始の時に於ける価額を基礎とし、当該園芸施設共済の共済関係に係る施設内農作物の生産費を勘案して、この町が定める金額とする。

(共済掛金率)

第八十八条の五十二 園芸施設共済の共済掛金率は、施設区分（法第二百二十条の二十三第一項の施設区分をいう。）ごと及び施設内農作物を共済目的とする園芸施設共済とその他の園芸施設共済との別ごとに、次の率を合計したものとする。

一 第二条に規定する区域の属する地域に係る法第二百二十条の二十三第一項第一号の共済掛金標準率甲と同率

二 第二条に規定する区域の属する地域に係る法第二百二十条の二十三第一項第二号の共済掛金標準率乙と同率

(園芸施設共済掛金率等一覧表の備置き及び閲覧)

第八十八条の五十三 町長は、園芸施設共済の共済掛金率、共済金額、加入者負担共済掛金



率等を記載した園芸施設共済掛金率等一覽表を作成し、これを町役場に備えて置かなければならない。

2 町長は、前項に掲げる事項が改定されたときは、当該事項を公示しなければならぬ。

3 園芸施設共済加入者は、いつでも、第一項の園芸施設共済掛金率等一覽表の閱覽を求めることができる。

(共済金の支払額)

第八十八条の五十四 園芸施設共済に係る共済金は、特定園芸施設ごとに、共済事故によつて園芸施設共済加入者が被る損害の額が一万円(当該特定園芸施設等に係る共済価額の十分の一に相当する金額が一万円に満たないときは、当該相当する金額)を超えた場合に支払うものとし、その金額は、当該損害の額に、共済金額の共済価格に対する割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

2 前項の損害の額は、次の各号に掲げる物について当該各号に掲げる金額に当該各物の共済事故による損害の割合を乗じて得た金額を合計して得た金額から共済事故が発生したときに現に当該特定園芸施設等のうち損害を生じた部分につき存する利益及び共済事故の発生によつて生じた利益の全部又は一部を差し引いて得た金額により、算定するものとする。

一 特定園芸施設 当該特定園芸施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

二 附帯施設 当該附帯施設の価額で当該園芸施設共済の共済価額の算定の基礎となつたもの

三 施設内農作物 当該園芸施設共済の共済価額から前二号の金額を差し引いて得た金額  
(共済金額の削減)

第八十八条の五十五 この町は、園芸施設共済の共済金の支払に不足を生ずる場合には、次の各号に掲げる金額の合計額をその支払に充てなお不足を生ずる場合に限り、共済金額を削減することができる。

一 第九十条第六号の勘定に係る第九十三条第二項の不足金てん補準備金の金額

二 第九十条第六号の勘定に係る第九十七条第二項の特別積立金の金額

2 前項の規定による共済金額の削減は、当該会計年度中に支払の事由が生じた共済金額のすべてについて、行いものとする。

第八十八条の五十六 この町は、決算において共済金額の削減を生じるおそれがある場合には、仮に共済金額を削減して支払うことができる。

(共済金の支払の免責等)

第八十八条の五十七 次の場合には、この町は、共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れるものとする。

一 園芸施設共済加入者が第十二条第一項の規定による義務を怠つたとき。

二 園芸施設共済加入者が第十三条の規定による指示に従わなかつたとき。

三 園芸施設共済加入者が第十六条第一項又は第二項の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

四 第八十八条四十一第一項の規定による申込みをした園芸施設共済資格者が当該申込みの際、当該申込みに係る特定園芸施設等に関する第八十八条の四十四第一項第二号から第四号までに掲げる事実又は事項につき、悪意又は重大な過失によつてこれを通知せず又は不実の通知をしたとき(この町がこれを知つていたとき及び過失によつてこれを知らなかつたときを除く。)

五 園芸施設共済加入者が第八十八条の四十八の規定による通知を怠り又は悪意若しくは重大な過失によつて不実の通知をしたとき。

2 この町は、園芸施設共済加入者が植物防疫法の規定に違反した場合には、当該違反行為

の結果通常生ずべき損失の額については、当該園芸施設共済加入者に対して共済金の支払の義務を有しない。

(共済関係の解除)

第八十八条の五十八 第八十八条の四十一第一項の申込みの承諾の当時、園芸施設共済資格者が悪意若しくは重大な過失によつて重要な事実を告げず又は重要な事項につき不実のことを告げたときは、この町がその事実を知り又は過失によつて知らなかつたときを除き、この町は、当該園芸施設共済の共済関係を将来に向かつて解除することができる。ただし、同項の規定による申込みの承諾の時から六月又はこの町が解除の原因を知つた時から一月を経過したときは、この限りでない。

2 第八十八条の四十四 第一項第二号から第四号までに掲げる事項は、前項の重要な事実又は重要な事項とみなす。

3 この町は、共済事故が生じた後において第一項の規定により園芸施設共済の共済関係を解除した場合であつても、その損害をてん補する責めに任じない。もし既に共済金を支払つていたときは、この町はその返還を請求することができる。ただし、当該共済事故がその告げなかつた事実又は告げた不実のことに基づかないことを園芸施設共済加入者が証明

したときは、この限りでない。

(共済関係の失効)

第八十八条の五十九 園芸施設共済の共済目的について譲渡又は相続その他の包括承継があつたときは、第十一条第二項(同条第八項において準用する場合を含む。)の規定により譲受人又は相続人その他の承継人が当該園芸施設共済関係に關し譲渡人又は被相続人その他の被承継人の有する権利義務を承継した場合を除き、当該園芸施設共済の共済関係は、その譲渡又は相続その他の包括承継があつたときからその効力を失う。

(他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付した場合)

第八十八条の六十 他人の所有する特定園芸施設又は附帯施設を管理する者がその支払うべきとがあるべき損害賠償のためその特定園芸施設又は附帯施設を園芸施設共済に付したときは、当該特定園芸施設又は附帯施設の所有者は、この町に対して直接にその損害のてん補を請求することができる。

(共済金支払額等の通知)

第八十八条の六十一 この町は、共済金の支払額の決定後遅滞なく、当該園芸施設共済加入者に、共済金の支払額、第八十八条の五十四第二項の損害の額、共済金の支払期日及び支払方法を通知するものとする。

(無事戻し)

第八十八条の六十二 この町は、園芸施設共済について、毎会計年度、園芸施設共済加入者が自己の責めに帰すべき事由がないのに次の各号の一に該当する場合には議会の議決を経て、当該会計年度の前三会計年度間に共済責任期間が満了した共済関係に係る加入者負担共済掛金(以下この項において「共済掛金加入者負担分」という。)の二分の一に相当する金額(当該前三会計年度間に共済金の支払を受け又は当該会計年度の前二会計年度間にこの条の規定による無事戻金の支払を受けたときは、当該二分の一に相当する金額から当該共済金及び当該無事戻金の合計金額を差し引いて得た金額)を限度として、当該園芸施設共済加入者に対して無事戻しをするものとする。

一 当該会計年度の前三会計年度にわたり共済金の支払を受けないとき(当該会計年度の前二会計年度間に無事戻金の支払を受けた場合において、当該無事戻金の金額が共済掛金加入者負担分の二分の一に相当する金額以上を超過するときを除く。)

二 当該会計年度の前三会計年度間に支払を受けた共済金の金額が共済掛金加入者負担分の二分の一に相当する金額(当該会計年度の前二会計年度間に無事戻金の支払を受けたときは、当該二分の一に相当する金額から当該無事戻金の金額を差し引いて得た金額)

に満たないとき。

2 この町が前項の規定により無事戻しをする金額は、第九十条第六号の勘定に係る第九十条第七項の特別積立金の金額に鳥取県農業共済組合連合会から規則第二十五条第四項の規定により交付された金額を加えた金額を超えないものとする。

第八十八条の六十二の二 この町は、前条の規定にかかわらず、園芸施設共済について、この町との間に共済関係の存する者で、法第八十五条の三第三項又は第五項の公示があつた日の前日に当該移譲組合との間に共済関係が存し、かつ、その公示があつた日にこの町との間に共済関係を成立させたものに対して、議会の議決を経て、移譲組合との間に存した共済関係をこの町との間に存したものとして前条の規定の例により算定した額を限度として無事戻しをするものとする。

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、前条第二項中「特別積立金の金額」とあるのは、「特別積立金の金額（この町が共済事業につき移譲組合から財産の譲渡を受けて行い無事戻しにあつては、この町が移譲組合から譲渡を受けた財産の額を勘案して農林水産大臣が定める金額）」と読み替えるものとする。

（加入者負担共済掛金の分納）

第八十八條の六十三 この町は、園芸施設共済（共済責任期間が一年間であるものに限る。）に係る加入者負担共済掛金について、第八十八條の五十第一項の規定にかかわらず、園芸施設共済加入者の申請に基づき当該加入者負担共済掛金を二回に分割して納付することを認めることができる。

2 前項の申請は、次項の規定による第二回目の納付につき担保を供し又は保証人を立て、かつ、この町の定める書類を添付してしなければならない。

3 園芸施設共済加入者は、第一項の規定により二回に分割して納付することを認められた場合には、第八十八條の四十四第二項の承諾の通知が到達した日の翌日から起算して一週間以内に加入者負担共済掛金の二分の一に相当する金額を、第一回目の加入者負担共済掛金の納付期限の日から起算して六月を経過した日までその残額に相当する金額を、それぞれこの町に納付しなければならない。

4 第一項の規定により分割納付を認められた園芸施設共済の共済責任期間は、第八十八條の四十七第一項の規定にかかわらず、この町が前項の規定による第一回の納付を受けた日の翌日から一年間とする。

5 第五條第四項の規定は、第三項の納付について準用する。



6 第六条の規定は、第三項の納付期限までに第二回目の納付を行わない園芸施設共済加入者に係る督促及び延滞金の徴収について準用する。

第八十八条の六十四 園芸施設共済加入者が正当な理由がないのに前条第三項の規定に違反して第二回目の加入者負担共済掛金の納付を遅滞したときは、第八十八条の五十七の規定にかかわらず、この町は、当該園芸施設共済加入者に対して共済金の全部につき支払の責めを免れるものとする。

第九十条中第六号を第七号とし、同条第五号を第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 畑作物共済に関する勘定

第九十二条第一項第一号中「又は果樹共済」を「果樹共済又は畑作物共済」に改める。

第九十三条第二項中「第五号」を「第六号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 この町は、第九十条第五号の勘定にあつては、畑作物区分ごとに、毎会計年度の剰余金中当該畑作物区分に係る畑作物剰余金配分額（当該勘定に係る当該会計年度の剰余金の金額を、畑作物区分ごとに、過去の収支の差額を基準として町長が議会の議決を経て配分して得た金額をいう。以下同じ。）の二分の一に相当する金額を当該勘定に係る不足金てん

補準備金として積みたてるものとする。

第九十四条に次の一項を加える。

4 この町は、畑作物共済について、畑作物区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合には、当該畑作物区分に係る不足金てん補準備金をその支払に充てるものとする。

第九十七条第二項中「及び第五号」を「又は第六号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 この町は、第九十条第五号の勘定について、畑作物区分ごとに、毎会計年度の剰余金中当該畑作物区分に係る畑作物剰余金配分額から不足金てん補準備金として積みたてる金額を差し引いて得た金額を当該勘定に係る特別積立金として積み立てるものとする。

第九十八条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「及び園芸施設共済」を「畑作物区分別の畑作物共済及び園芸施設共済」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び法第九十六条」を「並びに法第九十六条及び法第九十六条の二第一項」に改め、同条第六項とし、同条第四項中「第四号」を「第六号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 この町は、畑作物共済について、畑作物区分ごとに、共済金の支払に不足を生ずる場合

であつて、当該畑作物区分に係る不足金てん補準備金の金額をその支払に充てなお不足を生ずるときは、当該畑作物区分に係る特別積立金を共済金の支払に充てるものとする。

第一百条第一項中「及び園芸施設共済部会」を「畑作物共済部会及び園芸施設共済部会」に改める。

別記（第八十八条の三十関係）を「別記（第八十八条の四十九関係）」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第三十条関係）

農作物共済の共済掛金率表

麦	水 稻			共済目的
	1	2	3	料率地 域区分
町内全域	東小鹿、波伯山、三朝、鎌田、岩本、 下西谷、森、今泉、本泉、福田、牧、久原、 高橋	下畑、実光、小河内、 片柴、吉尾、大瀬、赤松、加谷、上西谷、 井土、成、鉛山、穴鴨、神倉、坂本、 田代、吉田、笏賀、下谷、若宮、西小鹿、 横手、湯谷、余戸、恩地、助谷、大柿	大谷、福山、吉原、俵原、福本、三軒屋、 中津、木地山、太郎田、曹源寺、柳谷、 禰吉、合谷	地 域
10.2	1.2	1.8	3.6%	地域基準 共済掛金率
六三五四六	〇六二八八	〇九四三二	一八八六四%	同上の負担区分 国庫負担率
三八四五四	〇五七一一	〇八五六八	一七二三六%	農家負担率

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四十七条関係）

蚕繭共済の共済金額及び共済掛金率表

晩秋蚕繭			初秋蚕繭		春蚕繭		共済目的	箱当たり共済金額	共済掛金率	同上の負担区分	
五A	四乙A	四甲B	六B	二B	五B	二B	危険 階級			国庫負担率	農家負担率
西小鹿、笏賀	木地山、福山	柿谷、福本	笏賀、西小鹿	福本、福山、木地山、柿谷	福本、柿谷	西小鹿、木地山、福本、柿谷	地 域	三八〇〇〇円	六・七%	三・六%	三・一%
	三四〇〇〇		三四〇〇〇						三・〇	一・六	一・四
	三・四	四・四	五・四	二・七	六・二	三・〇			一・七	二・二	二・七
	一・七	二・二	二・七	一・四	三・一	一・六			一・七	二・二	二・七

附 則

1 この条例は、鳥取県知事の認可のあつた日から施行し、昭和五十五年四月一日から適用する。

2 改正後の三朝町農業共済条例別表第二の規定は、昭和五十五年産のものから適用するものとし、昭和五十四年以前の年産の蚕繭については、なお従前の例による。